

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年3月1日まで

有限会社Aの事務担当者が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出する際に、月額給与（総支給額）から社会保険料等控除後の、いわゆる手取り額で届出をしたものであることから、標準報酬月額を15万円から控除前の18万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に15万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録された標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、事業主提出の給与支払明細書及びB市の「市民税・県民税

回答書」から、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年9月1日から19年3月1日まで

有限会社Aの事務担当者が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出する際に、月額給与（総支給額）から社会保険料等控除後の、いわゆる手取り額で届出をしたものであることから、標準報酬月額を26万円から控除前の32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初26万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に26万円から32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録された標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、事業主提出の給与支払明細書及びB市の「市民税・県民税

回答書」から、申立期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年9月1日から19年3月1日まで

有限会社Aの事務担当者が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出する際に、月額給与（総支給額）から社会保険料等控除後の、いわゆる手取り額で届出をしたものであることから、標準報酬月額を28万円から控除前の32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初28万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に28万円から32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録された標準報酬月額（28万円）となっている。

しかしながら、事業主提出の給与支払明細書及びB市の「市民税・県民税

回答書」から、申立期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、当該期間のうち、平成10年1月から同年12月までの期間、及び12年1月から13年9月までの期間について28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から18年11月1日までの標準報酬月額記録は、既に21年5月19日に28万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間については28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月1日から11年1月1日まで
② 平成12年1月1日から18年11月1日まで

平成21年12月に社会保険事務所（当時）で有限会社Aの標準報酬月額が違っていることが判明した。同年5月に会社から標準報酬月額の訂正届を提出していたが時効により2年分しかさかのぼれなかったため、その前の期間についても正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の全期間、及び申立期間②のうち、平成12年1月1日から13年10月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人の居住するB町で保管していた平成11年度から13年度の課税申告書及び、有限会社Aから提出された貸金台帳（平成13年1月から18年12月）において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間②のうち、平成13年10月1日から18年11月1日までの期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年5月に28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額28万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額24万円となっているが、有限会社Aから提出された貸金台帳から、当該期間において、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、特例法により、当該期間の標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは毎年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載する額を前年の数字のまま提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 24 日から 52 年春ころまで

A株式会社に勤めていた時、年月日は覚えていないが、勤務中にケガをして労災給付を3年間くらい受けた。その後、職場に復帰して2年間(年月日不明) B市に出張して勤務していたが、電話ケーブルの仕事が無くなり、自営業を始める52年春ころに退職した。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の元事務員二人のうち一人は、「昭和45年春ころに従業員の給料袋に名前を書いたり、現金を入れる作業をしていたが、申立人のことは記憶に無い。」と証言している上、他の一人は、「入社後は社会保険の得喪手続をしていたが、申立人の手続をした記憶は無く、少なくとも自分が入社した時には申立人はいなかった。」と証言している。

また、申立人は自営業(C食堂)を始めるにあたり、A株式会社を退職してから5か月くらいの準備期間があったと供述しているところ、国立国会図書館が保管している昭和46年8月1日発行(昭和46年4月20日現在)の電話帳には、「C食堂」の記載が確認できる上、申立人の記憶している同食堂の住所と当該電話帳に記載されている住所は一致している。これらを踏まえれば、申立人が厚生年金保険(昭和45年9月24日喪失)及び雇用保険(昭和45年9月22日離職)の被保険者資格を喪失した時期と自営業の準備を開始した時期はほぼ同じであると考えられる。

さらに、申立人は自営業を専業で行っていたと供述していることから、申立期間にA株式会社で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。